

期間限定

引っ越しシーズンの休日窓口を開設します！

とき 3月29日(日)、4月5日(日)、8時30分～17時15分
 ところ 市役所1階市民課 ※各市民窓口事務所では実施しません。
 ☎市民課 ☎055-934-4721

取扱内容

- | | |
|---|---|
| ①住所の異動(転出、転入、転居等) | ⑤自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付 |
| ②戸籍届出(婚姻、離婚、出生、死亡等) | ⑥国民健康保険及び国民年金の加入・脱退 |
| ③各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明書)
※一部発行できない税証明があります。
※沼津市以外の証明書は取り扱いできません。 | ⑦国民健康保険資格確認書等の再交付 |
| ④印鑑登録、印鑑登録証明書の交付 | ⑧旅券(パスポート)の交付(申請は対象外) |
| | ⑨マイナンバーカードの交付・更新(予約制)
※開設日の5営業日前までに予約してください。 |

便利なサービスをご利用ください



◆自宅近くの窓口サービス

各市民窓口事務所でも、届出や証明書の交付、マイナンバーカードの更新などの手続きが可能です。
 受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)
 ※休日窓口は開設しません。



詳細はこちら

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
浮島	平沼375-1	055-966-2009	大平	大平2197-1	055-934-3290
原	原1200-3	055-966-1001	静浦	獅子浜34	055-931-3004
愛鷹	東原358-1	055-966-2490	内浦	内浦三津249-3	055-943-2044
片浜	大諏訪46-1	055-962-2083	西浦	西浦立保22-1	055-942-2002
金岡	江原町3-1	055-921-2084	戸田	戸田1294-3	0558-94-3111
大岡	大岡2357-1	055-921-2085			

◆証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写し・印鑑登録証明書などの証明書の交付が受けられます。
 市役所や各市民窓口事務所に出向くことなく、夜間や休日など市役所窓口の閉庁時間でも利用できます。サービス利用には利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。



コンビニのほうが安い！



詳細はこちら

発行できる証明書等の種類	利用時間	対象	手数料
住民票の写し	6時30分～23時 (年末年始を除く)	現在の住所のもの(住民票コードの記載不可)	200円
印鑑登録証明書		印鑑登録している人	200円
戸籍の全部事項証明書・ 個人事項証明書		本籍地・住所がともに沼津市にある人の現在戸籍	350円
課税証明書 (最新年度のみ)		沼津市に課税情報のある本人のみの証明書	200円



新生活をスタート！

春は、進学や社会人生活のスタートなどで引っ越しをする人が多い季節です。引っ越しに関する手続きなどについてお知らせします。
 ☎市民課 ☎055-934-4720



市ホームページ

引っ越しが決まったら、手続きを忘れずに！



引っ越しをしたら14日以内に、市役所1階市民課または各市民窓口事務所に住民異動届を提出してください。

届出の種類	必要なもの
転入(本市に引っ越しをしてきた人)	・本人確認書類 ・マイナンバーカード(持っている人) ・前に住んでいた市区町村発行の転出証明書 ・在留カード等(外国籍の人)
転出(本市から引っ越しをする人)	・本人確認書類 ・国民健康保険資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書(該当者のみ) ・介護保険被保険者証(65歳以上の人) ・印鑑登録証(本市で印鑑登録している人)
転居(市内で引っ越しをした人)	・本人確認書類 ・マイナンバーカード(持っている人) ・国民健康保険資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書(該当者のみ) ・介護保険被保険者証(65歳以上の人) ・在留カード等(外国籍の人) ・こども医療費受給者証(持っている人)
国民健康保険及び国民年金の加入・脱退	・本人確認書類 ・社会保険の加入証明書または脱退証明書 ・国民年金手帳 ・国民健康保険資格確認書(加入者のみ) ・在留カード等(外国籍の人)

◆本人確認書類の提示が必要です

第三者が無断で届出を行うことを防止するため、住民異動届、戸籍届出(認知、婚姻、離婚、養子縁組・離縁)の際には、本人確認書類の提示等が必要です。
 また、代理人が住民異動届をする場合は委任状が必要です。

本人確認書類とは

マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)など、顔写真のある官公署発行の身分証明書
 ※住民異動届及び証明書交付は、下記のいずれか2つでも可。
 健康保険資格確認書、年金手帳、社員証、学生証、銀行等の預貯金通帳等
 ※有効期限内のものに限ります。



詳細はこちら

◆オンラインで転出の手続きができます！

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルを利用してオンラインで転出手続きができます。
 このサービスを利用すると、市役所や各市民窓口事務所へ出向くことなく、手続きができます。単身での引っ越しのほか、同一世帯員の転出手続きも可能です。
 ※マイナポータルを利用した転出には、署名用電子証明書の暗証番号(半角英数字6～16桁)、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)、券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)が必要です。
 ※転出後は、別途転入先の市区町村の窓口で転入手続きが必要です。



詳細はこちら



市役所へ来庁不要



水道の手続きもお忘れなく！

【開始】「水道使用開始申込書」(はがき)に記入して投函し、水道を使用してください。
 はがきが見当たらないときは、お問い合わせください。
 【中止】水道を最後に使用する日の3日前までに電話でご連絡ください。
 ☎水道サービス課 ☎055-934-4853



詳細はこちら

